

申 立 書

記載例

(宛先) 新居浜市長

・就労証明書の育児休業期間が入所可能な育児休業期間よりも長い場合

(例) 4月1日入所の場合

4月1日の入所決定後、5月7日までに育児休業期間を短縮して復職します。

入所決定後、3月中には変更後の就労証明書を再提出します。

提出できない場合、入所内定や決定が取消しになることに異議はありません。

・必要な書類の提出が遅れる場合

(例) 提出が遅れる書類名→就労証明書、その他証明書等

提出が遅れる理由 →就労証明書の取得に時間を要するため等

提出予定日 令和 年 月 日

(※4月1日新規入所の方は、12月27日が最終締切です。)

上記の提出予定日までに書類の提出がない場合、市の決定する措置に異議・申し立てを行いません。

令和 年 月 日

住所

氏名 (申立人)

児童名 ()

施設名 利用中 申込中

利用中または申込中の

どちらかにチェック